

2. 岐阜県の特別支援教育の課題と展望

－多様な人が活躍できる社会作りをめざして－

岐阜県教育委員会特別支援教育課 課長 塩川 達大
同 課長補佐 和田 俊人

I はじめに

2007(平成19)年4月、学校教育法等の一部改正法の施行により特別支援教育が本格的にスタートした。特別支援教育は、これまでの特殊教育という障害種に応じて教育の場が異なる「場」に着目した概念から、幼児児童生徒の「教育的ニーズ」に着目し、必要な支援を行うものへと、大きな転換を図るものである。文部科学省は、以下の3点を特別支援教育の理念として示している。(一部筆者により要約)

- ① 幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び支援を行うこと。
- ② 知的な遅れのない発達障害も含めて特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されること。
- ③ 特別支援教育は、共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っていること。

〈出典 文部科学省 2007.4.1 付け「特別支援教育の推進について(通知)」〉

教育分野にとどまらず、近年、障害者施策を巡る国内外の状況も大きく変化してきている。国際的な動向としては、2006(平成18)年に国際連合総会において、障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、社会への参加等を一般原則として規定した「障害者の権利に関する条約」決議案が採択された。日本も2007(平成19)年に署名し、現在、批准に向けての準備を進めている。

国内に目を向けると、2002(平成14)年に閣議決定された「障害者基本計画」の後期5年間の重点課題を示した新たな「重点施策5か年計画」が定められた。この計画では、新たに「社会的及び職業的自立の促進」の項目や「障害者の雇用の場の拡大」などの項目が加えられ、具体的な数値目標も示された。

このように国内外において、共生社会の実現に向けた取り組みは着実な前進をしている。さらに、これまで日本国民が経験したことのない人口減少社会を迎えるにあたり、活力ある社会の維持のために、働く力のある人が働くことができる環境整備こそが、我が国の今日的な課題となっている。その中でも特に、障害者が就労を通じて社会参加を実現することが、日本の重要な施策テーマの一つである。

本論は、岐阜県の特別支援教育の課題を主に社会自立に向けた就労支援の観点から検証、展望し、今後の岐阜県の特別支援教育の施策実現に向けての提言をすることを目的とする。

II 岐阜県の特別支援学校における就労支援

1 人口減少社会と特別支援教育の課題

本格的な人口減少時代に入っている岐阜県では、2035（平成47）年には2005（平成17）年の約2,100,000人から480,000人程度少ない約1,620,000人程度の人口になると予想されている。これは、1960（昭和35）年と同程度であるが、人口の構造が大きく異なり、0～14歳の子どもと65歳以上の高齢者の割合が逆転している。（表1参照）

また、岐阜県においては人口の自然減に加えて、転出による人口減少も増加しており、平成18年には、県全体でみると日本人のみで約3,900人、外国人も加えて約2,300人の転出超過となっており、その内の85%は20歳代の若者である。

表1 岐阜県の将来人口

	総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上
1960年	1,638,399人	29.8%	63.6%	6.6%
2005年	2,107,226人	14.5%	64.5%	21.0%
2035年	1,622,985人	9.5%	57.2%	33.2%

〈出典 2007 岐阜県人口・少子化問題研究会報告書〉

県内の高等学校の卒業生も人口減少に伴い、現在のおよそ20,000人から平成47年にはおよそ10,000人に減少し、高等学校卒業時の就職者数も平成17年のおよそ4,800人（県内就職者約2,000人）から平成47年度には2,500人程度になるものと予想されている。

こうした人口減少社会が進む影響としては、①勤労世代の減少に伴う労働力不足、②需要・消費の不足による経済・産業の衰退、③税収の減少等が考えられる。そこで岐阜県では、人と環境に優しい岐阜県作りを掲げ、多様な人たちが個性と経験を生かして活躍できる社会作りを進めている。具体的には、女性が働き、活躍しやすい環境作りのために子育て支援の施策を進めることや柔軟な雇用形態を整え、高齢者が多様な形で活躍できる環境を整えること、障害者の就労促進や所得向上など自立できる環境作りを支援することなどである。

特別支援教育においても、発達障害を含めた障害のある児童生徒が「地域で学び、地域で育ち、地域で働く」ことを実現していくために必要な支援体制を整えていく必要がある。そのために、高等学校に在籍している発達障害のある生徒に対して就労支援を含めた支援体制の充実や特別支援学校の高等部の職業教育と就労支援の充実が喫緊の課題となっている。

2 特別支援学校における就労支援の現状

(1) 特別支援学校の就労状況

図1は、岐阜県の特別支援学校高等部卒業生の就労状況である。平成18年度の卒業生は、全卒業生の30.0%が一般企業等に就労し、6.3%が大学や教育訓練機関等に進学している。また、55.8%が福祉施設へ通所や入所をし、7.9%が在宅生活に移行している。（図2参照）なお、岐阜県の一般企業への就職率は全国の平均をおよそ10ポイントほど上回る傾向がある。

一般就労を果たしている生徒の雇用形態を見ると、正規雇用は半分程度、臨時的な雇用の形態

が37%であり不安定な就労状況にある。また、就労に際しては半分以上の生徒が何らかの援助制度を活用している。(図3・4参照)

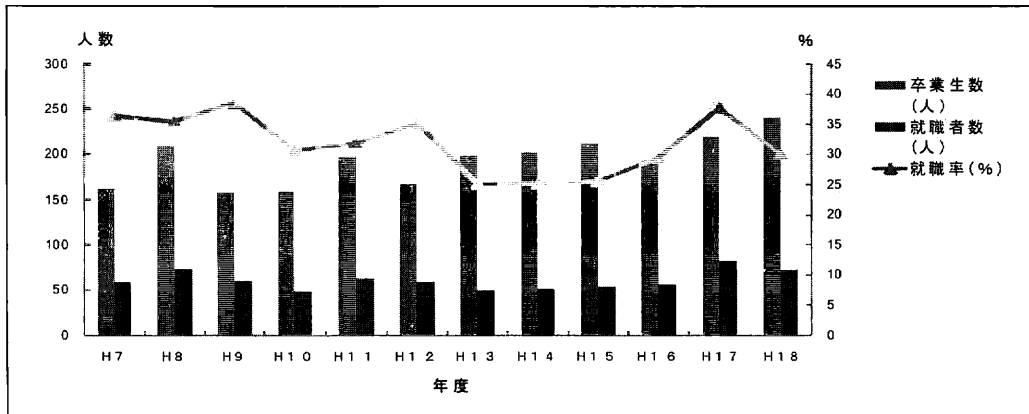


図1 岐阜県の特別支援学校高等部卒業生の就労状況

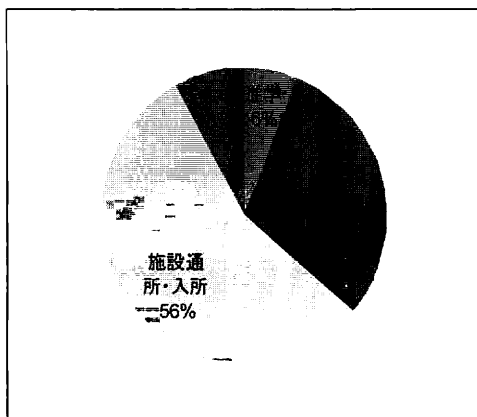


図2 卒業生の進路状況

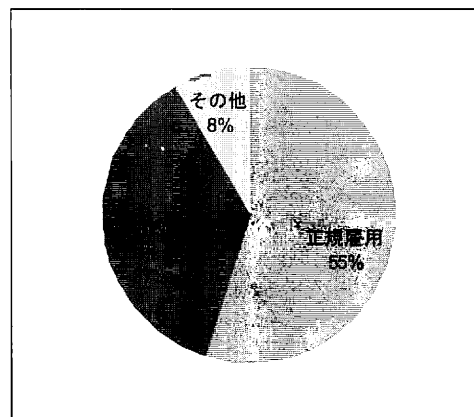


図3 就職者の雇用形態

一般就労者の職業別の状況であるが、製造・建設業が半分以上を占めている。(図5参照) また、近年高齢者の介護等のサービス業への就職者も増えてきている。さらに、市役所などの公共機関へ5名が就労している。

(2) 特別支援学校における就労支援の課題

岐阜労働局が平成20年1月に発表した、平成19年11月末現在の就職内定状況によると、今春卒業の岐阜県の高校生の就職内定率は89.4%で、全国で3番目の高い水準が見込まれている。

しかし、障害のある生徒たちの雇用状況は依然として厳しい状況にある。平成19年6月現在の岐阜県内企業における、1.8%の法定雇用率達成企業の割合は54.0%で、改善は進んでいるものの、さらなる雇用の拡大を企業側も求められている状況である。

ここでは、岐阜県の特別支援学校における就労支援の課題をあげる。

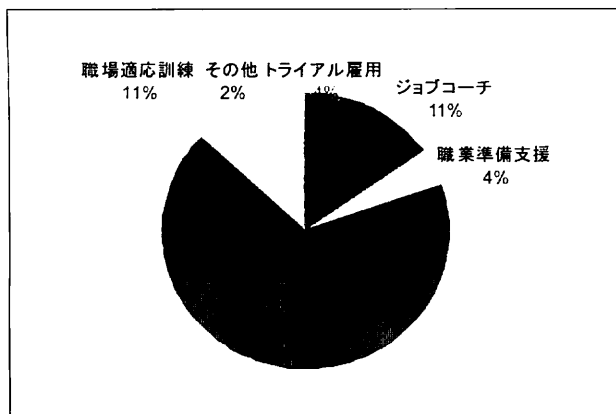


図4 援助制度利用の状況

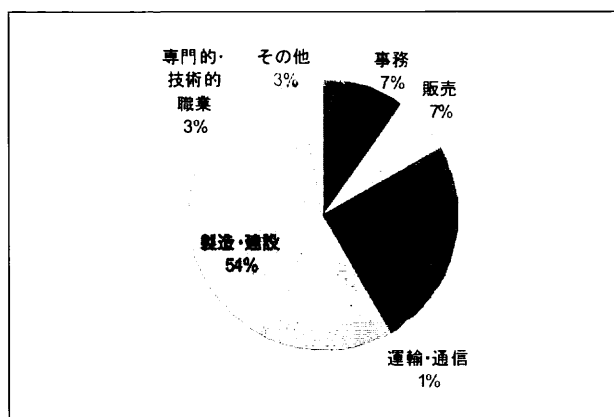


図5 就職者の職業別状況

① 厳しい企業求人

高等学校と違い、特別支援学校への求人は少なく、特に知的障害の特別支援学校は、企業からの求人は皆無に近い状況である。そこで、職業教育の一環として学校側の働きかけに基づき、生徒は企業での現場実習*1を重ねて、企業からの求職を確保し、就労に結びつけている現状である。(表2参照)

現場実習は、一般企業等に依頼をして行っている。どの学校も教員や保護者が直接企業等に向き、特別支援学校全体で延べ200カ所ほどの実習先を確保している。しかし、障害者雇用に理解を示す企業が必ずしも十分でなく、実際には教員や保護者は、その数倍の企業を回り、実習の受け入れを依頼しているが、生徒の希望や適性にあった現場実習先を確保するのは困難な状況である。

② 限られた職業選択の自由

生徒の適性にあった進路決定を考えると、複数の実習先や職種を経験させ、生徒が自己選択、自己決定することが望ましいが、現状では、限られた実習先の中から進路決定をせざるを得ない

*1：企業等における就業体験のことで、知的障害のある子どもに対する教育を行う特別支援学校の学習指導要領には「産業現場等における実習」として示されている。実際的な職業生活を経験する目的で、各特別支援学校では年間10日間程度行っている。

状況である。また、一般高校の生徒の場合、就職しなかった生徒のほとんどは、大学や専修学校等への進学をしているが、特別支援学校の生徒で就職しなかった生徒の多くは、福祉施設へ通所や入所する以外の選択肢がない状況である。

表2 一般高校生との比較 (H19年3月卒業生)

	特別支援学校	一般高校
A 全卒業者数	240人	20,055人
B 求職者数	83人	4,305人
C 就職者数	72人	4,258人
D 求人数	19人	8,126人
E 就職内定率 C/B	86.7%	98.9%
F 就職率 C/A	30.0%	21.2%
G 求人倍率 D/B	0.23倍	1.89倍

例年、特別支援学校の高等部生徒の50%程度が、一般企業への就労を希望しているが、最終的には、20%程度の生徒が就職できないため、進路変更を余儀なくされている。これらの生徒のほとんどは、就労できる能力がありながら、その生徒の実態や条件に見合った職種や職場が見つけれないがために就労に結びつかない状況にある。現場実習の段階から、生徒の適性に見合った実習先が選択でき、きめ細かい指導のもとに現場実習を重ねていけば、十分に一般就労可能であるため、さらに多くの職域の開拓や実習先の確保が行政としての大きな課題となっている。

(3) 岐阜県の取り組み

そこで岐阜県では、平成19年度から平成20年度までの計画で「職業教育充実事業」を開始した。この事業は、① 新たな産業界のニーズに対応した職業教育（作業種等）の開発と導入を行い、職業教育の充実を図ること。② 職業自立支援員を活用して、作業学習^{*2}や現場実習等の充実、職域の開拓を行うことを目的にしている。具体的には、次の2つの事業で構成されている。① 特別支援学校12校に、新しい作業種等の開発を委嘱し、実践研究を行う。② NPO法人に職業自立支援員の設置を委嘱し、職業自立支援員によって、企業での現場実習中の生徒への個別的支援や実習先の開拓を行う。

現在、各特別支援学校は、職域の拡大につながる新しい作業種の開発に向けて研究を進めている。また、職業自立支援員も、現場実習の支援や実習先の開拓を始めているところであり、大きな成果が期待される。

Ⅲ これからの就労支援施策

1 高等特別支援学校の設置

*2：職業教育の一つとして特別支援学校で行われている学習。作業活動を学習の中心に据え、生徒の働く力等を高める目的で行われている。各校では、生徒の実態に見合った特色ある作業活動を工夫し、木工班、陶芸班などの作業班を編成して行っている。

岐阜県では、平成18年3月に「～一人ひとりの可能性を引き出す自立支援教育～ 子どもがやきプラン」を策定し、特別支援学校の整備を柱の一つとしながら各地域の学校を整備することを進めている。このプランでは、将来における目標として、障害が軽度な生徒たちを対象に、専門的な職業教育を行う高等特別支援学校の設置を掲げている。また、岐阜県では、平成20年4月現在、12校の特別支援学校に高等部を設置しているが、岐阜盲学校・岐阜聾学校以外の高等部はすべて普通科である。今後職業教育の充実を図る上で、職業学科の導入は県として検討しなければならない課題である。職業学科の在り方は、この高等特別支援学校の設置と連動して進めていく必要がある。

また、高等特別支援学校は、特に就労支援に関して地域のセンター的機能を持ち、高等学校に在籍する発達障害のある生徒への就労支援の拠点とすることも期待したい。現在のプランでは、高等特別支援学校は岐阜圏域内に設置を想定している。しかし、各地域に職業教育の拠点となるセンター機能を位置づける必要があり、その方法として、既存の特別支援学校に職業学科を設ける方法や専門高校に特別支援学校の高等部の分教室を設けるなど、各地域の状況に応じた就労支援が可能となる学校設置の方法を検討していく必要がある。

2 職業教育の充実

(1) 作業学習の充実

図5にもあるように、近年、特別支援学校の卒業生の就労先が大きく変化してきている。従来は製造業が中心であったが、介護職を中心にサービス業への就労が増えている。卒業生の中にはホームヘルパーの資格を取得して就労に至ったものもある。また、様々な職種でパソコンや簡単な電子機器の操作を必要とされるケースも増えてきている。こうした状況の変化に対応し、職域の拡大につながる作業学習を開発していく必要がある。

作業学習は、職業教育の一環として、働くための一般的な知識や技能、態度を身につけることをめざして行われており、作業学習で学んだ作業内容がすぐに就労に結びつくものではないが、新たな作業学習には、こうした就労状況の変化に対応して新たな学習の要素を含むものであることが期待される。現在、職業教育充実事業において新たな作業種の開発に取り組んでいるが、県としては、今後も継続的な取り組みになるよう、専門高校との連携やホームヘルパーなどの資格取得^{*3}の支援なども検討していく必要がある。

(2) 現場実習の充実

現在現場実習は、多くの特別支援学校では高等部2年生から行われている。2年生では5日間の実習を年2回、3年生では10日間の実習を年2回程度行っている。学校ではなく、実際の就労現場で働く経験をする意義は大きく、実習ごとに生徒の成長が見られる貴重な学習の場になっている。

こうした現場実習中に、生徒が作業に習熟するまで丁寧に指導したり、職場におけるコミュニ

*3：平成20年1月17日に中央教育審議会総会においてとりまとめられた「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（答申）には、知的障害のある子どもに対する教育を行う特別支援学校の新学習指導要領に、高等部の新たな専門教科としての「福祉」の新設が示されている。

ケーションの方法を場に応じて教えるなどのきめ細かい支援を行うことができれば、実習の成果をよりあげることが期待される。しかし、これまで企業の関係者や教員がそうした支援を付ききりで行うことは困難であった。今回、職業自立支援員が設置できたことにより、実習中のきめ細かい支援が可能になると思われる。この職業教育充実事業は、平成20年までの事業のため、継続的な設置について県として検討をしたい。

また、企業との連携のもと、継続的に企業内で実習を行うデュアルシステムの開発も検討課題である。デュアルシステムとは、企業と学校とが連携し、企業において作業学習を実施することで、例えば、年間の一定の期間の作業学習を企業内で行うことや一年を通して週の内の何日かの作業学習を企業で行うことなどが考えられる。いずれも、限られた期間で行う現場実習に比べて、期待される効果は高い。

また、現場実習先の開拓については、現在の職業教育充実事業を発展させ、恒常的に職場開拓ができるシステム作りが必要であると考え。そのためには、労働部局の障害者雇用に向けての施策と連動させると共に、岐阜県インターンシップ推進協議会や岐阜県人材チャレンジセンター（ジンチャレ）等の関係機関との連携や実習受け入れ企業のデータベース化なども検討課題としたい。

3 関係機関との連携

(1) 関係機関とのネットワークの構築

障害のある生徒たちの就労の支援を考えると、関係機関との連携が必要なのは言うまでもない。岐阜県では、平成16年度に福祉や労働等関係機関との連携を図るために岐阜県特別支援連携協議会を立ち上げ、各圏域や市町村にも特別支援連携協議会を設置した。また、福祉部局が担当して、各圏域ごとに障害者自立支援推進会議も設置されている。

その中でも特に就労支援に関して注目すべきこととして、飛騨地区の連携組織があげられる。これは、飛騨特別支援学校が平成8～9年度に文部省の指定を受けて行った「企業・関係機関及び保護者との連携を深めた就業促進環境の整備・充実」の研究を契機に、平成10年度から企業関係者や福祉、労働、教育関係者からなる「飛騨地域障害者就業促進懇話会」（現在は飛騨圏域障害者自立支援推進会議と兼ねている）を立ち上げ、地域のネットワーク作りを進めてきているものである。飛騨特別支援学校は、県内の特別支援学校の中でも一般企業への就職率が高く、大きな成果をあげている。

こうした連携組織が、単なる各機関の取り組みの発表のみに終わるのではなく、実効性のあるものにしていかねばならない。そのためには、特に地域の連携会議においては個別のケースを中心に、関係機関がネットワークを組み、具体的な支援の実績を上げていく必要がある。

また、障害者自立支援法の施行に伴い、これまでの就職か福祉施設かという選択だけでなく、就労移行支援事業等への進路選択が可能になった。県としては、こうした事業所や就業・生活支援センター等との連携も重視していく必要があると考える。

(2) 個別の移行支援計画の作成と活用

個別の教育支援計画は、2002（平成14）年12月の「重点施策実施5か年計画」に、特別支援学校（当

時：盲・聾・養護学校）においての策定が示されたものである。また、2007（平成19）年12月の新たな「重点施策実施5か年計画」には、小中学校における個別の教育支援計画の策定も示されている。この計画は長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた計画で、すでに特別支援学校では作成・活用が進められている。今後、幼稚園・小学校・中学校・高等学校での策定を進めると共に、特に支援の必要性の高い児童生徒に関しては、関係機関とのケース会議を持ち、チームで支援にあたる体制づくりが必要となる。県としては、こうした連携を図っていく上で、その牽引役になる特別支援教育コーディネーター^{*4}が中心的な役割を果たせるように養成研修の充実を図ると共に、専門相談支援員^{*5}などに福祉の専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカー^{*6}を位置づけコーディネーターを支援する体制づくりも検討する必要がある。

Ⅳ おわりに

発達障害を含めた障害のあるすべての児童生徒が「地域で学び、地域で育ち、地域で働く」ことを実現していくことは、特別支援教育の使命の一つである。また、それに留まらず、共生社会の実現という大きな社会的な使命を果たすことにもつながるものである。そのために、地域に個々のニーズに合わせた学習の場、生活の場、働く場を整備することは行政の重要な役割である。

現在岐阜県では、職業教育の充実を図る事も含めた「子どもかがやきプラン」の改訂作業に入っている。改訂版の子どもかがやきプランには、地域に選択可能な学習の場を整備すると共に、職業教育の充実を図り、福祉・労働・医療等のネットワークのもと、地域で育ち、地域で働くことを支援するプランにしていきたいと考えている。

共生社会とは、障害の有無にかかわらず誰もが互いに支え合い、多様な人がそれぞれの能力を最大限発揮し活躍できる社会であり、共生社会こそが本来の社会のあるべき姿である。こうした視点に立つとき、特別支援教育も、児童生徒一人一人のニーズに応じた教育を行うものであり、特別支援教育の考え方こそが本来の教育のあるべき姿である。

さらに一歩進んで考えると、本来の「共生社会」のあるべき姿とは、「共生」の文字を冠するの必要がなくなった「社会」ではないだろうか。同様に「特別支援」の文字を冠するの必要がなくなった教育こそ真の教育の姿であり、特別支援教育はそうした教育の実現に向けてさらに推進して行かねばならないと考えている。

参考文献

文部科学省（2003）「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議

文部科学省（2005）「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」中央教育

*4：各学校の特別支援教育推進のためのキーパーソンとして、学校内、または、福祉、医療等の関係機関との連携調整や保護者に対する学校の窓口などの役割を果たす。学校長が教員の中から指名をする。

*5：県教育委員会が関係機関の専門家等に依頼し、学校からの要請に応じて直接学校に出向き、障害のある児童生徒への望ましい教育的対応について専門的な意見の提示や助言を行う。

*6：学校を拠点とし、学校・家庭・地域に働きかけながら、福祉の専門的な知識・技術を有して問題解決を図る専門職。

審議会初等中等教育分科会特別支援教育特別委員会

文部科学省（2007）「特別支援教育の推進について（通知）」文部科学省初等中等教育局

文部科学省（2007）「特別支援教育資料」文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

内閣府（2002）「重点施策実施5か年計画」障害者施策推進本部

内閣府（2007）「重点施策実施5か年計画」障害者施策推進本部